

食品衛生法施行規則(以下「省令」)に追加された食品を密封包装する場合の営業届出の経過措置期間終了について

2021年11月18日に、食品衛生法施行規則(以下「省令」)が改正され、「密封包装食品製造業」の許可を要しない食品が新たに追加されました。

新たに省令に追加された食品を密封包装する場合は、営業届出を行う必要がありますが、営業届出の経過措置期間終了は、【2022年5月31日】です。

※該当の施設は、5月31日までに、営業届出を行ってください。

1. 営業届出の対象となる密封包装食品

※密封包装食品：省令第66条の10に規定する食品を密封包装したもの

- 玄米、精米
- 麦類、焙煎麦
- そばの実
- コーヒー生豆、焙煎コーヒー豆
- 茶
- はちみつ
- 乾しいたけ
- 落花生(生鮮のものとゆでたものを除く)
- 節類、削節類
- ⇒「水産製品製造業」「食品の小分け業」の許可が必要な場合がある
- 焼きのり
- 乾燥パン粉
- ゼラチン
- 焼きふ
- 顆粒状または粉末状の食品
- 顆粒状または粉末状の食品を圧縮成形した食品
- 顆粒状または粉末状の食品をカプセルに入れた食品
- 上記に列挙する食品を混合した食品
- 食酢

2. 営業届出の内容

1) 必要項目

- 届出者の氏名
- 施設の郵便番号、所在地
- 電話番号、FAX番号、メールアドレス
- 営業の形態
- 主として取り扱う食品等の情報
- HACCPの取組み
- 食品衛生責任者の氏名、受講した講習

2) 要件

- 施設基準はなし
⇒審査がないため、届出を行えば完了

3) 更新

- 必要なし

4) 廃業

- 届出が必要

3. 営業届出の方法

1) 「食品衛生申請システム」による届出

- ①厚生労働省のホームページで、「食品衛生申請システム」を検索する。
- ②手順に沿って、営業届の項目を入力し、送信する。
⇒利用には、アカウントの作成が必要

2) 「営業届用紙」による届出

- ①県のホームページで「営業届出」を検索し、用紙をダウンロードする。
- ②必要事項を記入し、所轄の保健所に提出する。

4. 経過措置期間

令和4年(2022年)5月31日まで

5. HACCPの取組み

- ①厚生労働省のホームページで、「食品等事業者団体が作成した業種別手引書」を検索する。
- ②「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の中から、該当する業種別手引書をダウンロードする。
- ③業種別手引書に基づき、衛生管理計画を作成し、職員、利用者に周知するとともに、衛生管理を実施し、実施結果を記録、保管する。

以上